

## 西いぶリエコファクトリー事故発生時等の通報連絡と公表基準

重要度	区 分	事 故 等 の 内 容	連 絡 先	連絡手段	公 表 方 法	補 足
レ ベ ル (I)	(1) 公害基準値に関して	①ダイオキシン類濃度が監視強化レベルを超えたとき ②排ガス濃度の各種数値が基準値を超えた場合 ③焼却灰、飛灰処理物の溶出試験値が基準値を超えたとき	・議会 ・住民連絡会議 ・5市町 ・胆振総合振興局	メールまたは電話	常任委員会報告 住民連絡会議報告 課長会議で報告 新聞発表、ホームページ	事故報告で提出
	(2) 緊急停止 ・緊急に停止した場合	①火災等による停止 ②爆発等による停止	・議会 ・住民連絡会議 ・5市町 ・胆振総合振興局	メールまたは電話	常任委員会報告 住民連絡会議報告 課長会議で報告 新聞発表、ホームページ	事故報告で提出
レ ベ ル (II)	(3) 停止 ・立下げ、立上げ運転を行なう場合	①商用電源の停止 ②蒸気タービン発電機の停止 ③設備・機器トラブルによる停止	・5市町	メールまたは電話	課長会議で報告 ホームページ	
	(4) 受入停止を伴うトラブル	①設備・機器トラブルによる受入停止 ②搬入車両とのトラブル等による受入停止 ③自然災害等の影響による長期間の受入停止	・5市町	メールまたは電話	課長会議で報告 ホームページ	事故報告で提出
レ ベ ル (III)	(5) 搬入車両とのトラブル	①シャッターとの接触 ②投入扉との接触 ③クレーンとの接触 ④その他プラットフォームでの事故	・関係市町	メールまたは電話		